

西九州させほ広域都市圏

連携協約書



平成 31 年 1 月

佐世保市 新上五島町

佐世保市及び新上五島町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び新上五島町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付け総行市第 200 号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である西九州させば広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第 1 条 この連携協約は、甲及び乙が中長期的に連携して、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域経済の活性化と利便性の向上に取り組み、住民が安心して快適に暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に規定する取組を相互に連携して推進するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第 3 条 甲及び乙が相互に連携する取組及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（費用負担）

第 4 条 前条に規定する取組及び役割分担に要する費用負担については、甲及び乙が協議して別に定める。

（協議）

第 5 条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し、相互の連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

（変更及び廃止）

第 6 条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

附 則

この連携協約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

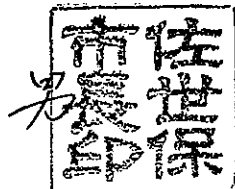
平成 31 年 1 月 12 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長

朝長 剛

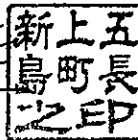


乙 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585 番地 1

新上五島町

町長

江上 悦生



別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

施策分野	取組内容	市町の役割	
		甲	乙
(1)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。	圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。	圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。
(2)戦略的な観光施策	国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。	圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。	圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

施策分野	取組内容	市町の役割	
		甲	乙
(1)高度な中心拠点 の整備・広域的 公共交通網の構 築	高度な交流拠点 機能の整備推進 に関すること。	圏域全体の交流 人口の拡大に資 する拠点整備等 を推進する。	甲の取組に対し 協力する。
(2)高等教育・研究 開発の環境整備	大学等との連携 による地域貢献 及び地域連携の 推進に関するこ と。	圏域の大学等と の連携による地 域貢献、地域連 携及び地域を担 う人材育成の取 組を推進する。	圏域の大学等と の連携による地 域貢献、地域連 携及び地域を担 う人材育成の取 組について、甲 と協力して取り 組む。
(3)その他、都市機 能の集積・強化	圏域内における 特徴的都市機能 の集積・強化に関 すること。	乙の取組に対し 協力する。	圏域全体の交流 人口の拡大に資 する拠点整備等 を推進する。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

施策分野		取組内容	市町の役割	
			甲	乙
(1) 生活機能の強化	地域振興	産業の振興及び就業支援、地域還元事業の創出等、地域振興に関すること。	圏域の地域振興の充実に向けた取組を推進する。	圏域の地域振興の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	災害対策	災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。	圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。	圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
(2) 結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	地域住民の生活交通の確保等、地域公共交通の充実に関すること。	圏域の生活交通の維持や利便性向上に向けた取組を推進する。	圏域の生活交通の維持や利便性向上に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	ICTインフラ整備	ICTを活用した利便性の向上等、多様な分野でのICTの効果的利活用に関すること。	圏域のICTインフラの効果的な利活用に向けた取組を推進する。	圏域のICTインフラの効果的な利活用に向けた取組について、甲と協力して取り組む。

	住民の交流・移住促進	圏域内外の交流の促進及び圏域の情報発信・PR等による移住促進に関すること。	圏域内外の住民の交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。	圏域内外の住民の交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。
(3) 圏域マネジメント能力の強化	人材の育成	啓発機会の創出による圏域を担う人材や団体の育成・確保に関すること。	圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。	圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	マネジメント能力の強化	行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。	圏域の行政サービスの全体的な効率化・最適化に向けた取組を推進する。	圏域の行政サービスの全体的な効率化・最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。

